

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

周南市長 藤井 律子

市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)
地域名 (地域内農業集落名)	三丘 (原、古市、中村、正安、宮河内、迫、森河内、安田上、安田下、石光上、石光下、 広末、筏場、黒岩、荒瀬、兼清、小深、阿下、十楽、東善寺上、東善寺下、川尻、 和田、土手)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、水稻を基幹とし、法人経営体が水稻と麦や大豆、露地野菜の輪作栽培に、個人の農業者が施設園芸や露地野菜などに取り組んでいる。一方で認定農業者が不在の集落では、水稻や露地野菜の小規模農家为中心で、農業者の高齢化・後継者不足が進んでいる。

・ほ場整備は、戦前から平成にかけて、地域の多くの農地で実施され、島田川沿いの沖積平地のため耕作条件が良いが、用水ポンプの維持管理の負担や鳥獣被害、ジャンボタニシによる水稻の食害が課題となっている。また、戦前にほ場整備した集落では区画の狭さや水路の老朽化から、再整備に向けた地域の協議を進めている。

・集落営農法人では、構成員が高齢化・後継者不在のため、次の世代の構成員の確保が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻に加え、輪作栽培や施設園芸、露地野菜などは、現耕作者が引き続き取り組んでいく。

・経営拡大意向の認定農業者が営農する集落では、農地の集積・集約化を推進する。

・認定農業者が不在の集落では、市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や市街地からの通い農業や定年帰農など、多様な農業を担う者を確保し、農地利用を図る。

・市をはじめ関係機関と連携し、集落営農法人の新たな構成員の確保・育成に努める。

・農業用施設の維持・管理は、多面的機能支払交付金を活用しながら、集落の共同作業により実施していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	218.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の合意により、果樹団地を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その他の農地は、今後保全管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地バンクに貸し付け、地域の農業を担う者の意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付け、地域の農業を担う者の意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中郷地区では、ほ場整備の実施に向けて、関係者の協議を進めていく。 ・整備済みのほ場では、既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を、多面的機能直接支払交付金などを活用しながら計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体の確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ドローンによる防除作業を実施している法人経営体があることから、当該法人への防除作業の委託など検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①各種補助事業を活用し、鳥獣被害防止の柵の設置を検討する。
- ③施設園芸への環境制御技術や土地利用型作物でのドローン導入など、一部の認定農業者がスマート農業へ取り組んでおり、引き続き各種支援を活用しながら取り組みを継続していく。
- ⑩補助事業を活用し、ジャンボタニシの被害防止に向けた取り組みを継続する。